

京都市告示第 92 号

道路法第 18 条の規定に基づき、次のように道路の区域を変更し、その供用を開始します。

その関係図面は、京都市建設局において告示の日から 2 週間一般の縦覧に供します。

令和 6 年 4 月 9 日

京都市長 松井孝治

- 1 道路の種類 府道  
 供用開始の期日 告示の日  
 路線名及び道路の区域

路線名	区 間	旧 新 別	延 長	敷地の幅員
京都守口線	伏見区納所岸ノ下24番地の10地先から	旧	メートル 12.70	メートル 18.10
	同町38番地の1地先まで	新	76.70	5.99 ~ 18.10

- 2 道路の種類 市道  
 供用開始の期日 告示の日  
 路線名及び道路の区域

路線名	区 間	旧 新 別	延 長	敷地の幅員
松尾経17号線	西京区松尾大利町97番地の5地先から	旧	メートル 14.00	メートル 6.01 ~ 6.02
	同町97番地の1地先まで	新	74.50	6.01 ~ 12.20
久我5号線	伏見区久我石原町3番地の226地先から	旧	12.20	6.89
	同町3番地の141地先まで	新	102.20	6.00 ~ 12.23

(建設局土木管理部道路明示課)